

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

使用前確認申請書

原管発官 R4 第 90 号

2022 年 6 月 3 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 11 第 3 項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 東京電力ホールディングス株式会社 住所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 柏崎刈羽原子力発電所 所在地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 原子炉冷却系統施設 蒸気タービン本体
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事計画の届出年月日 2022年3月29日
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表2-1） 期日 自 2022年 6月 至 2024年 5月 場所 <div data-bbox="890 1854 1326 2000" style="border: 1px solid black; width: 273px; height: 65px; margin: 5px 0;"></div> <p>・ 柏崎刈羽原子力発電所 第7号機</p>

	<p>工事の工程</p> <p>機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査） （表2-9）</p> <p>期日 自 2024年 4月 至 2024年 5月</p> <p>場所 柏崎刈羽原子力発電所 第7号機</p>
	<p>工事の工程</p> <p>品質マネジメントシステムに係る検査（表2-11）</p> <p>期日 自2022年 6月 至2024年 5月</p> <p>場所 柏崎刈羽原子力発電所</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年7月

手数料593,500円

添付書類

- (1) 工事の工程に関する説明書
- (2) 工事の工程における放射線管理に関する説明書
- (3) 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

b. 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

c. 個人被ばく管理

被ばく線量は電子式線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 タービン建屋2階

第6/7号機 廃棄物処理建屋2階

a. 汚染区分

B2区域 表面汚染密度 分解部品 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満, 床 $8 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満

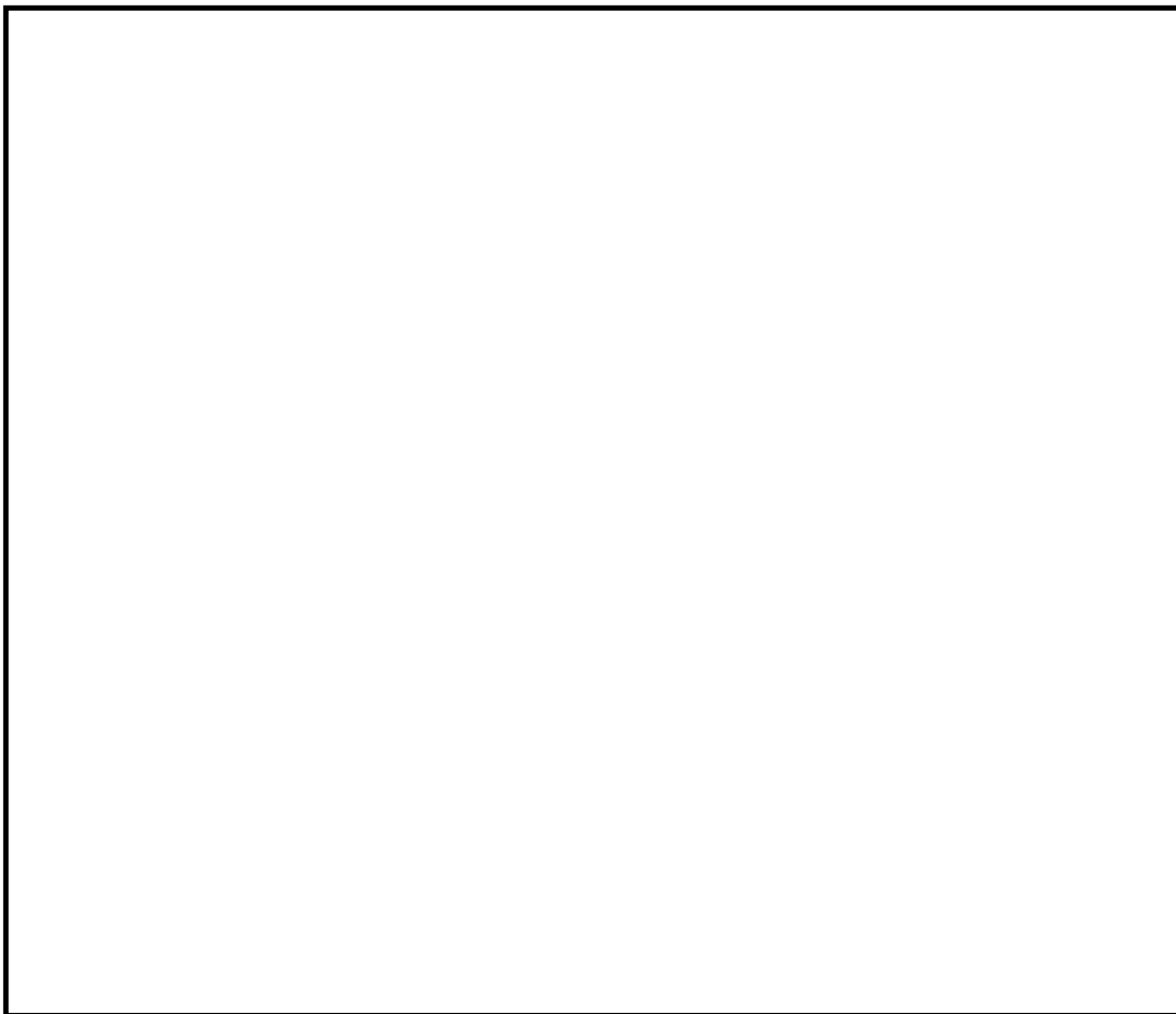
空気中の放射性物質濃度 $1 \times 10^{-4}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満

b. 線量当量率区分

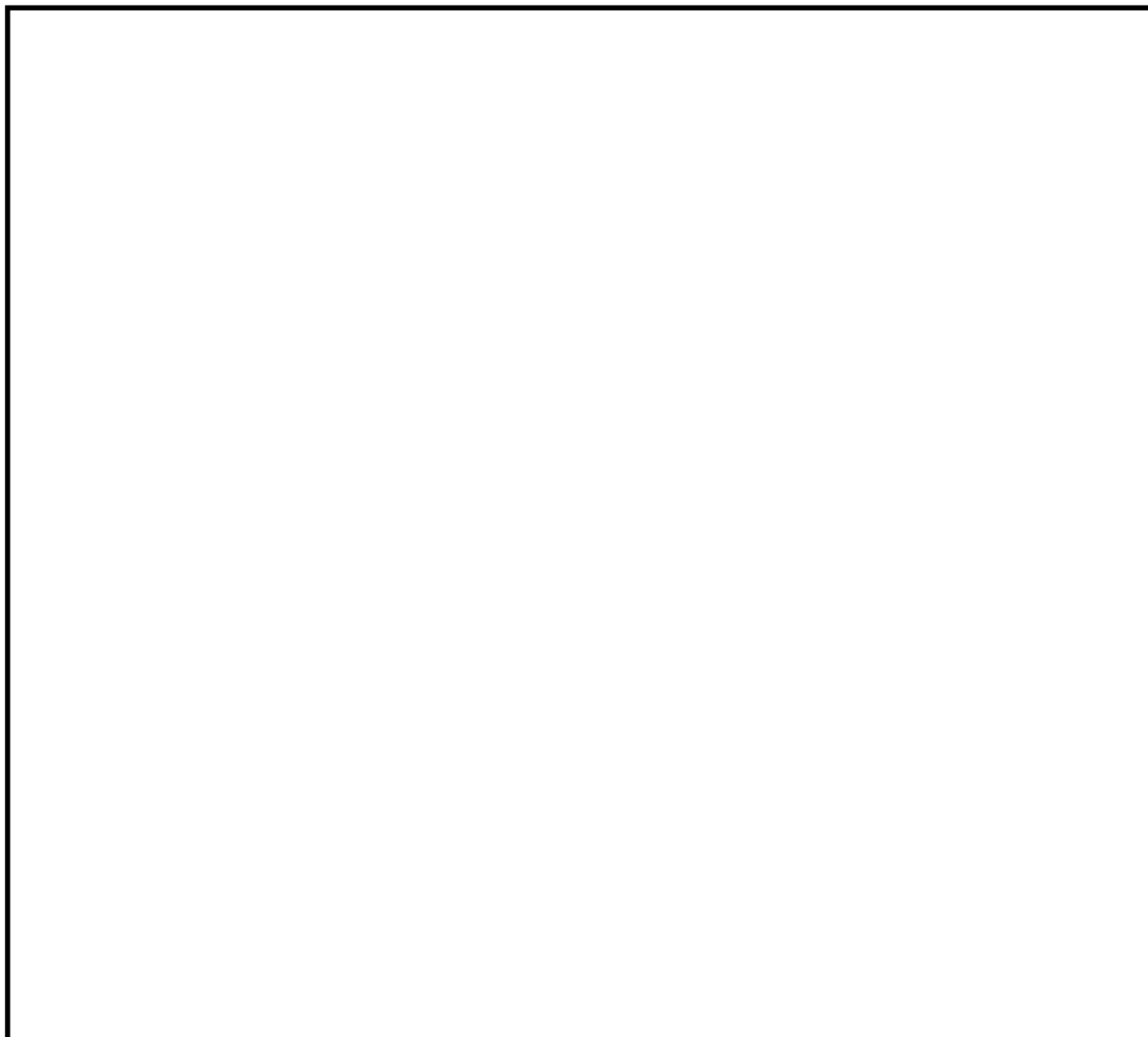
線量-1区域 $0.05\text{mSv}/\text{h}$ 未満の区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照



管理区域検査場所図 (第7号機 タービン建屋2階)



管理区域検査場所図 (第 6/7 号機 廃棄物処理建屋 2 階)

施設管理の重要度が高い系統，設備又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は，法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく設計及び工事の計画における，「設計及び工事に係わる品質マネジメントシステム」等に従い，原子炉施設の安全上の重要度に応じ，以下に示す「グレードの区分」に従い管理を行う。

使用前確認対象施設		安全重要度又は 設備分類	グレードの区分※
原子炉施設	クラス 1 の設備	クラス 1	A
	クラス 2 の設備	クラス 2	
	クラス 3 の設備	クラス 3	B
	上記以外の設備	—	C
原子炉施設のうち 重大事故等対処施設	重大事故対処設備 (常設設備)	SA クラス 2	A
	重大事故対処設備 (可般設備)	SA クラス 3	B
	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの又は使用条件を踏まえ，十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用する設備	火力技術基準	B
	上記以外の設備	—	C

※ 重要度が最も高い区分が A となる

なお，A 及び B に該当するものが施設管理における重要度の高い設備となり，設計から工事，設置後の保全においても，施設管理における重要度を踏まえた整理を行っている。

本申請書において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

発電用原子炉施設の種類	設備区分	設備名	設計基準対象施設	重大事故等対処施設	
				設備分類	機器クラス
原子炉冷却系統施設	蒸気タービン本体	円板	クラス 3	—	—
		隔板	クラス 3	—	—
		噴口	クラス 3	—	—
		翼	クラス 3	—	—
		車軸	クラス 3	—	—